

# 離婚届

平成 年 月 日届出

兵庫県尼崎市長 殿

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号						
送付 平成 年 月 日	兵庫県尼崎市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

本届書中  
字加入  
字消除  
字訂正

(1)	(よみかた)	夫	妻
	氏名	氏 名	氏 名
(2)	生年月日	年 月 日	年 月 日
	住所	番地 番 号	番地 番 号
(3)	本籍	番地 番	番地 番
	離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 和解	<input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決 <input type="checkbox"/> 請求の認諾
(4)	婚姻前の氏にもどる者の本籍	夫の父 母	妻の父 母
	同居の期間	年 月 から	年 月 まで
(5)	別居する前の住所	番地 番 号	番地 番 号
	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(6)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	届出人署名押印	夫 印	妻 印
(7)	事件簿番号	住定年月日	夫 昭和 平成 . . . 妻 昭和 平成 . . .

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
 本籍地でない役場に出すときは、全部事項証明書(戸籍謄本)も必要です。  
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本 和解離婚のとき→和解調書の謄本  
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署押 名 印	印
生 年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号
本 籍	番地 番

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
 養父母についても同じように書いてください。  
には、あてはまるものに印をつけてください。  
 → 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)  
 → 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

- ◎ 印鑑はそれぞれ違った印を押してください。
- ◎ 届出人の印鑑は持参してください。
- ◎ 署名は本人が自署してください。
- ◎ 届出人の身分証明書(運転免許証・パスポート等)をご持参下さい。

◎ かならず書いてください。  
 連絡先(昼間連絡が取れるところ)  
 電話 ( ) 番  
 自宅・勤務先・携帯

◎ 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに印(☑)をつけてください。

(面会交流)  
 取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
 (養育費の分担)  
 取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
 未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

使 者	氏名	免・バ・保・( )・未
	住所	

「届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。」